- 3 ワーカーは、自ら本契約を履行するものとし、第三者に対して本契約の全部又は一部の履 行を再委託することはできません。
- 4 ワーカーは、本契約を履行すべき場所に向かう際に車両を用いる場合には、その車両を清潔に維持することに努めなければなりません。また、作業場所に駐車スペースが無い場合は、近隣の時間貸し駐車場に駐車する等、迷惑駐車とならないよう配慮するものとします。
- 5 ワーカーは、本契約の履行中、当社の発行した「巡回証」をダウンロードして携行するものとし、依頼主から求めがあった場合には直ちに提示できる状態としておくものとします。
- 6 ワーカーは、本契約の履行にあたっては、自らの生命及び身体の安全の確保並びに私物の管理等を自らの責任において行うとともに、本契約の履行に際して第三者に対して損害を与えないよう十分な注意を払うものとします。ワーカーは、ワーカーによる本サービスの利用に関連して第三者に対して損害を発生させ、又は第三者との間で紛争を発生させた場合には、当該損害又は紛争について、自らの費用と責任においてこれを解決し、依頼主又は当社を一切免責するものとします。
- 7 ワーカーは、本契約に基づき依頼主から報酬を受領する権限を当社に授権し、又は、ワーカーが本契約の履行により取得する依頼主への報酬請求権を当社に譲渡するものとします。当社は、かかる授権に基づき、依頼主がワーカーに対して支払うべき報酬を代理で受領し、ワーカーにより本契約に定める役務が提供された日から、当社が別途定める日までに、ワーカーに報酬を引き渡します。ただし、当社は、依頼主からの報酬の受領についてワーカーを代理するものであり、依頼主によるワーカーへの報酬支払債務を引き受けるものではありません。

また、当社は、報酬請求権を譲り受けた場合は、その債権譲渡の対価として、ワーカーが依頼主に対して有する報酬請求権と同一の金額を、当社が別途定める日までにワーカーに支払うものとします。

- 8 ワーカーは、報酬を適時に遺漏なくなく受領できるよう、報酬の振込先となる金融機関の口座に関する情報を正確に登録し、変更が生じた場合には直ちにこれを更新するものとします。
- 9 本条第7項の定めにかかわらず、ワーカーは、本契約に基づく役務を提供した後、本契約の不履行又は本利用規約への違反が発覚し、又はその疑いが生じた場合には、これらの問題が解消されるまでの間、当社がワーカーへの報酬の支払を留保することがある旨を予め異議なく承諾するものとします。

## 第7条(ワーカーの秘密保持義務・管理義務)

- 1 ワーカーは、本契約の履行にあたって知り得た情報(個人情報を含む。以下「個人情報等」 といいます)を秘密として保持し、依頼主及び当社の事前の書面による承諾なしに第三者に 開示又は提供してはならないものとします。
- 2 ワーカーは、個人情報等を本契約の履行以外のいかなる目的にも使用してはならないものとします。
- 3 ワーカーは、依頼主及び当社の事前の承諾を得ること無しに個人情報等を複写、複製して はならないものとします。
- 4 ワーカーは、個人情報等を取り扱うにあたり、情報の紛失、破損、漏洩等のリスクに対して合理的な安全対策を講じなければなりません。
- 5 ワーカーは、本サービスの停止もしく廃止又は退会後も、引き続き本条で定める秘密保持 義務を順守するものとします。

## 第8条(個人情報の取扱い)

当社は、本サービスにおいて当社が別途定めるプライバシーポリシーに基づき、適切にワーカーの個人情報を取扱うものとします。